LNG 先物取引の清算に伴う
「商品取引債務引受業に関する業務方法書」等の一部改正について

I.　改正趣旨

２０２２年４月４日に株式会社東京商品取引所にて予定されているＬＮＧ先物取引の上場に伴い、「商品取引債務引受業に関する業務方法書」等について、別紙のとおり所要の改正を行う。

II. 改正概要

	（備　考）
１．商品取引債務引受業に関する業務方法書の一部改正 （１）清算対象取引 ・　ＬＮＧ先物取引をエネルギー先物等清算資格の清算対象取引に追加する。	・商品取引債務引受業に関する業務方法書第５条
２．商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正 （１）清算手数料 ・　ＬＮＧ先物取引に係る清算手数料を定める。 ➢　当社が引き受けた債務については1取引単位につき９円、最終決済に係る数量については１取引単位につき５０円	・商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則別表

III. 施行日

２０２２年４月４日から施行する。

LNG 先物取引の清算に伴う
「商品取引債務引受業に関する業務方法書」等の一部改正について

目　　次

(ページ)

1　商品取引債務引受業に関する業務方法書の一部改正新旧対照表　2

2　商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表　3

商品取引債務引受業に関する業務方法書の一部改正新旧対照表

新	旧
（清算参加者） 第５条　（略） ２　前項に規定する商品取引清算資格は、エネルギー先物等清算資格、堂島農産物先物等清算資格及び堂島砂糖先物等清算資格の３種類とし、指定商品市場はそれぞれ次の各号に定めるものとする。 （１）　エネルギー先物等清算資格は、清算対象取引（ガソリン、灯油、軽油、原油、電力及び液化天然ガスに係るものに限る。）について当社が行う商品取引債務引受業の相手方となるための資格とし、その指定商品市場は株式会社東京商品取引所のエネルギー市場及び中京石油市場とする。 （２）・（３）　（略） ３・４　（略） 付　則 この改正規定は、令和４年４月４日又は農林水産大臣及び経済産業大臣の認可を受けた日のいずれか遅い日から施行する。	（清算参加者） 第５条　（略） ２　前項に規定する商品取引清算資格は、エネルギー先物等清算資格、堂島農産物先物等清算資格及び堂島砂糖先物等清算資格の３種類とし、指定商品市場はそれぞれ次の各号に定めるものとする。 （１）　エネルギー先物等清算資格は、清算対象取引（ガソリン、灯油、軽油、原油及び電力に係るものに限る。）について当社が行う商品取引債務引受業の相手方となるための資格とし、その指定商品市場は株式会社東京商品取引所のエネルギー市場及び中京石油市場とする。 （２）・（３）　（略） ３・４　（略）

商品取引債務引受業に係る手数料に関する規則の一部改正新旧対照表

新

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

商品取引債務引受業に関する業務方法書第２条第１号及び第２号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
（略）			
商品取引債務引受業に関する業務方法書第２条第２号に掲げる現金決済先物取引	（略）		
	ＬＮＧ（プラッツＪＫＭ）先物取引（注１）	取引数量	当社が当該月に引き受けた債務（注２）について、１取引単位につき ９円（注３）
		最終決済に係る数量	当該月における最終決済に係る数量について、１取引単位につき ５０円

（注１）～（注３）　（略）

付　則

この改正規定は、令和４年４月４日から施行する。

旧

別表

清算手数料の算出の基準及び清算手数料率

商品取引債務引受業に関する業務方法書第２条第１号及び第２号に掲げる取引に係る清算手数料の算出の基準及び清算手数料率は、次のとおりとする。

清算対象取引の区分		算出の基準	清算手数料率
（略）			
商品取引債務引受業に関する業務方法書第２条第２号に掲げる現金決済先物取引	（略）		
	（新設）		

（注１）～（注３）　（略）